

◇臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 通勤手当の支給方法等を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和8年10月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)